

医療システム部会規則

(目的)

第1条 この規則は定款第37条に基づき設置する医療システム部会（以下部会という）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 部会は、本会活動のうち病院情報システムを中核とする医療システム（医事コンピュータ部会業務領域を除く）領域に係わる次の業務を行う。

- (1) 各システムおよび医事コンピュータシステムとの連携を含むシステム間連携、施設間連携等の標準化推進に関する事項
- (2) 政府機関、学術団体その他の関連団体との協調に関する事項
- (3) 調査研究、開発に関する事項
- (4) 技術講習会、技術発表会、研究会等、普及推進に関する事項
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 部会は、部会長および3名以下の副部会長、部会での業務分野を分掌する運営幹事と委員会委員長、その他必要に応じて部会長が指名した者からなる本委員会、その直下組織である委員会等をもって構成する。委員会等は必要に応じ担当分野毎の下部組織を設けることができる。直下組織、下部組織の設置、廃止は第2項に従うものとする。

- 2 部会長は本委員会の承認のもと、直下組織、下部組織の設置、廃止を行うことができる。
- 3 直下組織、下部組織は、JAHIS 規則 1 号に規定する参加資格を有する会員から公募した者をもって構成する。但し、運営会議での承認のもと、参加資格を有さない会員から直下組織、下部組織に参加させることができる。

(選任)

第4条 正（副）部会長は、A・B会員が推薦する自社保健医療福祉情報システム事業経営幹部の中から運営会議が次期候補を選出し、会長が委嘱する。但し、適任者が見いだせない場合には、上記会員の完全子会社である本会会員の従業員で、上記会員がその身分、能力を保証した場合はこれを認めることができる。

- 2 直下組織の正（副）責任者は、A・B・C会員の中から互選により選出し、部会長が委嘱する。但し、上記会員に適任者がいない場合には、当該直下組織に参加する委員から互選し、運営会議の承認を得て選出することができる。
- 3 下部組織の正（副）責任者はA・B・C・D会員の中から互選により選出し、直下組織の責任者が委嘱する。但し、上記会員に適任者がいない場合には、当該下部組織に参加する委員から互選し、運営会議の承認を得て選出することができる。
- 4 会長は、部会長もしくは委員長の要請により、会員以外の学識経験者、有識者等を委員

会等の特別委員として委嘱することができる。

(任期)

第5条 正（副）部会長、正（副）委員長の任期は2年を原則とするが、再任を妨げない。

2 補充又は増員のため選任された場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 部会長は部会を代表しその業務を統括するとともに、本委員会を主催し運営に当たる。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、あらかじめ定められた順番に従ってその職務を代行する。

3 部会の業務分野を分掌する運営幹事は、部会長の要請によりその職務を代行することができる。

4 委員長は委員会を代表しその業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

5 特別委員は本会の趣旨を理解し本会の発展のために発言、行動する。

(辞任)

第7条 正（副）部会長および特別委員が辞任しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

2 正（副）委員長が辞任しようとするときは部会長の承認を得なければならない。

(定足数および採決)

第8条 本委員会は、第3条第1項に規定する構成員の内、部会長が指名した者を除く者が議決権を有し、その総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

ただし、委員長がやむを得ず欠席する場合は代理として副委員長を指名することができ、その者は議決権を有する。

2 本委員会での採決は、会議出席議決権者総数の3分の2以上の同意をもって行う。

3 標準類の採決においてはJ A H I S標準類の制定等に関する規程（J A H I S規程3001号）に従う。

4 標準類を除く採決においては、部会長が本委員会の開催に相当の合理性があると認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、出席議決権者が議決権総数の過半数を満たせば開催でき、会議出席議決権者全員の同意をもって採決することができる。

5 標準類を除く緊急議案の採決においては、部会長が必要と認めた場合には電子メールを用いて採決することができ、総議決権数の3分の2以上の同意をもって行う。

(情報等の提供)

第9条 部会長は、情報等の提供方法について、別途規程を設けることができる。

2 部会は、標準化の推進等を目的とした公開が承認された情報等については本会会員以外に対しても提供することができる。

(活動記録の作成)

第10条 本委員会、直下組織、下部組織で活動を行った場合には必ず電子化された議事録等活動記録を作成し、出席者等に配布するとともに、保存のため事務局に提出しなければならない。

らない。

附則（平成２２年１０月　１日）

１　この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。

附則（平成２４年　６月　１日）

１　この規則は、平成２４年７月１日から施行する。

附則（平成２５年１月２２日）

１　この規則は、平成２５年１月２２日から施行する。

附則（平成２５年３月１９日）

１　この規則は、平成２５年３月１９日から施行する。

附則（平成２９年８月２３日）

１　この規則は、平成２９年８月２３日から施行する。

附則（２０２４年２月１９日）

１　この規則は、２０２４年２月１９日から施行する。